

《継続審査》
陳情第2号

令和6年11月12日受理
(総務企画常任委員会)

政党機関紙の庁舎内勧誘が庁舎管理規則の禁止行為であることの確認を
求める陳情

陳情者 パワハラから職員を守る千葉県民の会
安藤賢二 外1名

件名 政党機関紙の庁舎内勧誘が庁舎管理規則の禁止行為であることの確認を
求める陳情

要旨

①議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為は、「庁舎内での営業禁止の原則」、「政治的中立性への配慮」、「各自治体の調査結果により、ハラスメントを生じさせる可能性が高いこと」等から、庁舎内においては原則禁止であることを確認してください。

②庁舎内における政党機関紙の勧誘行為は、庁舎管理規則が定める「許可の対象であること」もしくは、「許可の対象とすること」を行政と議会の双方で確認してください。議員も庁舎管理規則の対象であると考えため、もし議員が庁舎内で政党機関紙勧誘を希望する場合は、行政の許可証を必ず申請することを義務付けてください。

③「政党機関紙の勧誘行為」について、議員からの許可証の申請があり、行政が同勧誘行為の許可・不許可の判断をする際は、「政党機関紙の勧誘行為に伴う職員の声（心理的圧力の有無）」や必要事項を、再度アンケート等を通して収集し、判断材料としてください。

理由

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会70か所以上で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択され、改善されました。

「パワハラから職員を守る千葉県民の会」として「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書」を千葉県内の市町村に出して、令和6年6月議会で千葉市、さらに9月議会では大網白里市、四街道市、東金市、香取市の各市や神崎町、九十九里町で「県民の会」の陳情を採択していただきました。大網白里市では採択を受け、市管理職へのアンケートを通じた実態調査を実施しました。

我孫子市にも9月議会に出す予定でしたが、市がアンケート調査を実施することによって結果を待っておりました。ウェブサイト公開された結果を拝見しましたが、7割（58人）が心理的圧力を感じている実態がありました。そこには、勧誘時に「契約書」が存在しない事、そのため契約期間も存在せず、一度購読し始めると断れずに購読し続けてしまう状況など、驚愕の結果が出ておりました。

さらに執務室への配達、執務中の集金など民間企業ではありえない実態を知り、陳情を出すことにしました。

同じく柏市が大規模なハラスメント調査（令和5年4月）を実施、「政党機関紙

の勧誘、購読の強要」の実態が明らかになりました。その後、「柏市議会ハラスメント防止条例」を成立させて、改善へと大きく舵をきりました。

「県民の会」で調べて、実態調査を19以上の自治体で行われていますので、参考にしてください。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）にのぼっています。また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もぜひご確認ください。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施で明らかになっております。

議員が地位や職務上の優位性を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、職員から見れば「議員から勧誘され、断りづらい」、「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれない」等の「心理的圧力」を伴っている現状があります。さらに現在購読している職員においても「購読をやめたいが、言い出しにくい」との回答が過半数となっています。現実として、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的負担や、家庭での大きな経済的負担にもなっています。

市長は、アンケートの集計結果を当該政党に渡し、購読意思を十分確認してから契約をするよう申し入れたとお聞きしています。一定の改善は期待できますが、次第に曖昧になることも懸念いたします。今後の再発防止のために、当会から要旨の3項目を強く要望いたします。

我孫子市議会議長 様